

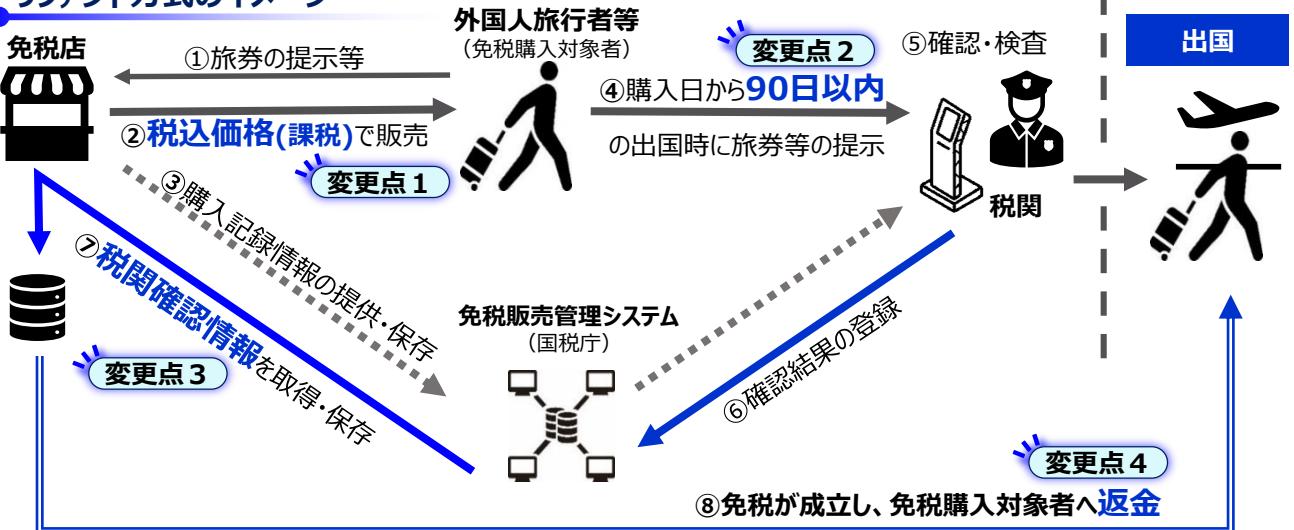
# 輸出物品販売場制度は令和8年11月から リファンド方式に移行します

## 1 リファンド方式の概要

※下線部分が主な変更点です。

- 輸出物品販売場（免税店）制度は、**令和8年11月1日**から、次のとおり、**リファンド方式**に移行します。  
**変更点1**
- ✓ 免税店は、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、**税込価格（課税）**で免税対象物品を販売することとなります。  
**変更点2**
- ✓ 免税購入対象者は、免税対象物品を**国外に持ち出すこと**につき購入日から90日以内の出国時に税関の確認（注1、2）を受けることとなります。  
**変更点3**
- ✓ 免税店を経営する事業者は、購入記録情報と**持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）**を保存することで、免税の適用を受けることとなります。  
**変更点4**
- ✓ 免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**消費税相当額を返金（リファンド）**することとなります。

### リファンド方式のイメージ



(注) 1 **購入日から90日以内**とは、購入日の翌日から計算して90日目までの期間をいいます。例えば、11月1日に購入した物品については、翌年1月30日が税関での確認期限となります。

2 **税關の確認**の際に、同一の購入記録情報（一の販売（領収）単位）に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を持っていないかった場合には、その購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について、その確認を受けることはできません。

### ■ 「リファンド方式への移行」に伴う上記1以外の主な改正事項

#### 免税対象物品の範囲等の見直し

詳しくは2（2頁）へ ➤

- ✓ 一般物品と消耗品の区分や消耗品に係る購入上限額（50万円）、特殊包装の廃止
- ✓ 通常生活の用に供するかどうかの要件の廃止 など

#### 免税販売手続等の見直し

詳しくは3（2頁）へ ➤

- ✓ 船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直し
- ✓ 単価100万円（税抜価額）以上の商品に購入記録情報として「商品情報詳細」を設定 など

#### 免税店の区分や許可要件等の見直し

詳しくは4（3頁）へ ➤

- ✓ 免税店の区分や許可要件が見直され、併せて申請届出手續を簡素化 など

## 免税対象物品の範囲等の見直し



- リファンド方式への移行に伴い、次のとおり見直されます。

区分	免税対象金額	免税対象物品	特殊包装	
現行制度	一般物品 	5千円～	通常生活の用 に供する物品	不要
	消耗品 	5千円～50万円		必要
見直し後	区分なし 	5千円 (注)～	用途を問わない	不要
	区分の廃止	購入上限額の廃止	用途要件の廃止	包装の廃止

(注) 一般物品と消耗品の区分廃止に伴い、購入下限額（5千円）の判定もこれらを区分せず（税抜価額により）行います。

- 免税対象物品は、次に掲げる物品以外の物品とされます（注）。

① 金及び白金の地金 ② 金貨及び白金貨 ③ 消費税が非課税とされる物品

(注) 免税購入対象者が、出国時に免税対象物品を所持していない場合には、税関の確認を受けることはできません。そのため、免税店で購入する免税対象物品は、出国時にその全てを自らが所持して持ち出す（輸出する）ことができる数量に限られます。

**参考** 購入の際に免税店から免税対象物品を直送することもできます（3の「直送制度の見直し」（3頁）参照）。

## 3 免税販売手続等の見直し



### ● 免税購入対象者の確認方法等の見直し

船舶観光上陸許可等により在留する者の免税販売手続において、上陸許可書（在留資格の確認）に加えて、旅券の提示（注）を求めることがあります。

(注) 船舶観光上陸許可により在留する者については、旅券の写しの提示を含みます。

日本国籍を有する非居住者が国外に2年以上居住することの証明書類（現行制度は在留証明又は戸籍の附票の写し（注1））にマイナンバーカード（注2）が追加されます。また、購入記録情報として設定するこの証明書類の内容は、証明書類の種類及び国外転出日（又は国外定住日）の2項目に緩和され、証明書類の写し等の保存は不要とされます。

(注) 1 これらの証明書類については、本籍の記載は不要とされます。

2 国外に転出した旨の記載があるものに限ります。

**参考** 上記の免税購入対象者（非居住者）の確認方法等（下線部分が主な変更点です）

免税購入対象者		確認方法		購入記録情報の提供 に関する主な変更内容
外国籍	船舶観光、乗員、緊急、遭難による上陸許可により在留する者	+	旅券と上陸許可書を確認	現行制度の許可書番号（注1）に代えて <u>旅券番号</u> を入力
	寄港地、通過による上陸許可により在留する者		旅券を確認	-（変更無し）
日本国籍	国外に2年以上居住する者	+	旅券と証明書類（注2）を確認	現行制度の証明書類に関する事項に代えて <u>証明書類の種類</u> 及び <u>国外転出日</u> （又は国外定住日）の <u>2項目</u> を入力

(注) 1 船舶観光上陸許可書（旅券の写しの添付あり）を所持する者は、現行制度においても旅券番号を入力します。  
2 国外に2年以上居住することの確認は、証明書類のいずれであっても国外転出日（又は国外定住日）から最終入国日（旅券に記載された「上陸年月日」）までの期間で行うこととされます。なお、在留証明・戸籍の附票の写しは、現行制度と同様、いずれも最終入国日から起算して6ヶ月前の日以後に作成されたものに限られます。

## ● 購入記録情報として提供する項目の見直し

- **単価100万円(税抜価額)以上の商品**を販売した場合、商品の属性に応じ、**次の事項を組み合わせて「免税対象物品を特定するに足りる事項(商品情報詳細)」**を提供することとされます(必須項目)。
- ✓ 免税対象物品の具体的な名称、ブランド名、型番号、形状若しくは色彩等の特徴又は鑑定書(鑑別書)若しくは保証書付きである旨
  - ✓ シリアル番号の付された腕時計のような商品は、上記の事項に加えそのシリアル番号

### 参考 商品情報詳細の設定例

商品の例	商品情報詳細	シリアルナンバー
腕時計	ブランド名〇〇、型番AA12345、黒色系	XX99999
宝飾品(ブローチ)	ダイヤのブローチ、イルカの形、モデル名〇〇、18K、鑑定書あり	-



- 「商品分類」や「販売場名称(英語表記)」が任意項目<sup>(注)</sup>として追加されます。

(注) 「商品分類」は任意項目とされますが、「品名」欄等からその商品を特定できない場合、法令上の提供項目である「品名」が設定されていないものとして、免税購入対象者が税関の確認を受けられない可能性があります。そのため、免税店において「商品分類」欄の設定を適切に行うことによって、空港等で免税購入対象者が円滑に税関の確認を受けることができるようになります。

## ● 直送制度の見直し

免税購入対象者が免税店で運送契約を締結し、その場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す免税販売方式(いわゆる直送制度)については、現行制度に代えて**消費税法第7条(輸出免税制度)**<sup>(注)</sup>により**免税の適用を受ける**ことができる<sup>(注)</sup>こととされます。そのため、リファン方式移行後に直送制度を適用する場合、免税店における一連の**免税販売手続や購入記録情報の提供は不要**となります。

(注) 販売場(リファン方式移行後は免税店に限りません。)において顧客(免税購入対象者に限りません。)が運送契約を締結し、その場で商品を運送事業者へ引き渡す方法。この場合、現行制度と同様、事業者において一定の事項が記載された運送契約書等の保存が必要となります。



## 4

## 免税店の区分や許可要件等の見直し

### ● 一般型免税店と手続委託型免税店の区分の統合等

- 一般型免税店と手続委託型免税店の**区分が統合**されるとともに、次のとおり見直されます。
- ✓ 免税店の許可要件については、要件の一部が緩和される一方、「**免税販売手続や購入記録情報の提供及び税関確認情報の受領を適正に実施するための必要な体制が整備されていること**」が新たに追加されます。
  - ✓ 一般型免税店を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続に係る事務を委託して行わせることができることとされ、この場合の要件(免税手続カウンターの設置場所)については、現行制度での「**特定商業施設**」内である**必要はなくなります**(ただし、免税手続カウンターで行われる免税販売手続は一般型免税店での免税対象物品の販売と同一の日に行う**必要があります**。)。

- **免税販売手続電子化未対応の免税店**(令和8年10月31日までに「購入記録情報の提供方法等の届出書」が未提出の免税店)については、**令和8年10月31日をもって免税店許可の効力を失うこと**とされます。

(注) 令和8年11月1日以降、既存の一般型免税店又は手続委託型免税店は新制度の一般型免税店の許可を受けたものとみなされます(上記の電子化未対応の免税店を除きます。)。また、手続委託型免税店は、事業者間の現在の委託関係等に変更がなければ、特段の手続なく現行制度で委託している承認免税手続事業者に免税販売手続を委託して行わせることが可能です。

### 参考 免税店の区分

現行制度	一般型免税店	手続委託型免税店	自動販売機型免税店
見直し後	一般型免税店		同上

### ● 申請届出手続の簡素化

免税店を移転する場合、現行制度では移転後の販売場について改めて許可を受ける必要がありますが、リファン方式においては現行制度と異なり**変更届出書の提出で移転手続が可能**となります。

また、免税店の許可要件等の見直しに伴い、現行制度で免税店の区分ごとに分かれている許可申請書等や変更内容ごとに分かれている届出書がそれぞれ統合され、免税店制度に係る各種申請届出書の添付書類も簡素化(「会社案内」等の提出は不要)されます。

## 5 振替処理や返金手続



### ● 課税売上げから免税売上げへの振替処理

商品販売時に課税売上げとした取引は、税関確認情報の保存により免税要件を満たすことになりますので、その後に免税売上げに振り替える必要があります。この振替処理については、次の①の方法のほか、②の方法によても差し支えありません。

- ① 税関確認情報の取得の都度、その税関確認情報に対応する課税売上げを免税売上げに振り替える方法
- ② 月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法

商品販売時に課税売上げとした取引について、その取引を行った課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合（例えば、免税対象物品の販売をX1期で行い、税関確認情報の保存が翌期（X2期）となった場合）には、その販売を行った期（X1期）の申告を修正するのではなく税関確認情報を保存した期（X2期）において調整する方法<sup>（注）</sup>も認められます（ただし、その処理を継続して行う必要があります。）。

（注） 売上げに係る対価の返還等があったものとして処理する方法などにより処理します。

### ● 免税購入対象者への返金手続

免税購入対象者への返金手続については、免税店を経営する事業者自らが行うほか、承認送受信事業者等にその返金手続を委託するといった方法が考えられます。

**参考** 具体的な返金手続をどのように実施するかは消費税法令においてルールを定めているものではありません。返金方法については、例えば、銀行振込や、クレジットカード送金、アプリ送金、税関確認を受けた出国港内での現金による返金といった方法が考えられます。



## 6 その他の見直し



- 上記の見直しのほか、リファンド方式への移行（令和8年11月1日）に併せ、次の改正も行われます。
  - ✓ 税関の確認を受けた免税対象物品を遅滞なく輸出しなかった場合の罰則規定の創設や税関による即時徴収規定の整備
  - ✓ 免税店の許可取消要件に、購入記録情報に不備又は不実の記録があることなど「税関長の確認に支障があると認められる場合」を追加
- 免税店で購入した免税対象物品の別送の取扱い（発送伝票の控え等の書類により輸出したことを確認する取扱い）は、リファンド方式への移行を待たず令和7年3月31日をもって廃止されました。  
（注） 上記は、令和7年4月1日以降に購入した商品から適用されます（出国時に購入品を所持していなかった場合、消費税が徴収されます。）。同年3月31日までに購入した商品については、要件に従って別送している場合、原則として別送の取扱いの適用を受けることができます。



## 7 施行時期



- リファンド方式を含めた改正内容は、令和8年11月1日以降に免税店で行う免税対象物品の譲渡（販売）から適用されます（上記6の「別送の取扱い」を除きます。）。
- （注） 免税店を経営する事業者の方が、令和8年11月1日以降も免税店で行う取引について免税の適用を受けるためには、リファンド方式に対応する必要があります。現行制度とリファンド方式を併用する移行期間はありません。

さらに詳しくお知りになりたい方へ

### ■ 国税庁ホームページ



令和8年11月1日から実施

### リファンド方式 特設サイト

輸出物品販売制度（リファンド方式）の最新の情報はこち



リファンド方式に関する通達やQ&A、  
免税販売管理システムの改修に係る  
「免税販売管理システムAPI仕様書」を  
掲載しています。詳しくはこち

